

資産形成支援税制に関する提言

2008年8月

「金融税制研究会」有志

自民党「高齢者の安心と活力を強化するための合同部会」(与謝野馨会長)が、シルバー世代の資産運用の拡大のため、高齢者が受け取る上場株式等の100万円以下の配当、および500万円以下の譲渡益について非課税とする「高齢者投資マル優制度(仮称)」の創設と、預貯金・国債等の元本合計額500万円までは非課税とする「高齢者マル優制度」を提言したとの報道に接した。(日本経済新聞 平成20年5月29日朝刊、5月30日夕刊)

昨年来、金融所得一体課税の研究を行っている「金融税制研究会」有志としては、上記提言を拡充する観点から、「高齢者マル優制度」を導入する場合の留意点と、あわせて「資産形成支援税制」の導入の提言を行うこととしたい。

1、基本的な考え方

2007年10月発行の当研究会の報告書「金融所得一体課税」において、「資産形成支援制度」の必要性について記述している通り、国民の自助努力による高齢期のための資産形成を税制面から支援していくことが必要であるという観点からは、「高齢者投資マル優制度」、「高齢者マル優制度」(以下 マル優制度)の導入については、基本的に賛成である。ただし、マル優制度の具体的な制度作りに際しては、少なくとも、以下の2点を踏まえ、改良していく必要がある。

第1点は、金融所得一体課税を踏まえた制度作りを行うことである。具体的には、対象となる金融商品は、預金・国債等の預金性の金融商品だけでなく、株式や投資信託の配当、譲渡益等を生じる金融商品も広く取り込んだ上で、それら所得間での損益通算を認める(一体管理)ことが必要である。

現在、簡素で、金融商品から生じる所得(以下 金融所得)に対して中立的に課税する税制に変えていくという観点から、一体課税化の範囲の拡大が図られつつあり、2009年から上場株式等譲渡損失と配当所得との損益通算が認められ、2010年からは特定口座(源泉徴収口座)内での損益通算が認められることも既に決まっている。また、利子所得の一体課税化も今後日程にのぼってくる。一体課税のメリットは、単に金融所得以外の所得と分離して同一税率で課税するというだけでなく、金融所得に損失が生じた場合、他の金融所得と損益通算ができることによりリスクテイクを拡大する点にあるので、マル優制度を検討し

ていく際には、利子所得や配当所得、譲渡所得なども含め損益通算を行った後の金融所得（の一定額）を非課税にするということが必要である。

しかし、現実には、利子所得の一体課税化には少なくとも 3 年以上はかかると思われ、さらに預貯金を中心に扱う銀行と株式を中心に扱う証券会社との垣根は当面はなくなることが想定される。そこで、当面のマル優制度としては、損益通算が可能であり、損益通算後の金融所得に対して税制面が優遇される「投資口座」と、一定額の元本額について拠出を認める税制優遇口座である「預金・国債等管理口座」の 2 つを区別せざるを得ない。

第 2 点は、非課税枠を超えた所得の管理・納税については、簡素で金融システムに負荷の少ない制度作りを行う必要がある。具体的には、我が国において広く浸透している特定口座(源泉徴収口座)を活用することによって、高齢者のマル優制度を利用した資産運用が非課税枠を超過した場合には、金融機関が源泉徴収を行うことで納税が完了するような仕組みを用意することである。

自民党の部会で提言されているマル優制度では、配当 100 万円まで、譲渡益 500 万円までとする非課税枠を超過した部分の所得に対する課税方法についての具体的内容は不明であるが、非課税枠を超過した部分の所得に対しては申告・納税の義務が生じるので、高齢者にとって使いにくい制度となり、金融機関側での顧客説明や税務当局側における課税漏れの確認など税務執行の実務面に大きな負荷を掛けることも懸念される。したがって、マル優制度の導入に際しては、非課税枠を超えた所得に対し簡便な方法で納税が完了する仕組みを提供できるような制度とすることが望ましい。

2、高齢者マル優制度の改善案

与党税調でマル優制度の具体化に向けて検討する際には、次の 2 点に留意する。

「高齢者投資マル優制度」については、現行の特定口座を活用し、口座内で生じた投資性の金融所得の損益通算を行い、損益通算後の金融所得一定額を非課税とする。その上で、非課税枠を超過した金融所得に対しては、金融機関の源泉徴収によって納税が完了するような設計にすること。

「高齢者マル優制度」については、預金性の金融商品の一定額（元本額）の拠出を行い預金・国債等に限定して運用する口座の創設を行うこと。

業界問題等がなくなる際には、納税者利便の観点から上記 2 つを一体化すること。

3、資産形成支援税制の創設

高齢者マル優制度を導入することは、高齢者の資産形成の拡充につながる効果を持つ一方で、金融所得を優遇することは世代間の不公平を拡大することにも繋がりかねない。そのため、現在の高齢者のためだけの制度とあわせて、「資産形成支援税制」として、勤労世代の資産形成を税制で支援する制度を導入する必要がある。運用益の受取時に年齢制限（例えば65歳）を付与して、受益を高齢者に限定しつつ、勤労世代を対象とした同様の制度を併せて導入することで、現在の若年層も含めた幅広い制度となる。その導入時期としては、配当、譲渡益に対する優遇税率が本則の税率に戻る3年後の2011年を目処としてはどうか。

税制優遇措置としては、「課税後拠出、運用時・引き出し時非課税」と「拠出時・運用時非課税、引き出し時課税」の二つの方法があるが、納税者にとって分かりやすく、確定申告の必要もなく、利便性も高い「課税後拠出、運用時・引き出し時非課税」(Roth IRAタイプ)の型を導入すべきである。具体的には、金融所得一体課税との整合性が取れ、投資行動を歪めることなく簡素な制度とする観点から、毎年の拠出額を管理しつつ(例えば年間100万円)、その拠出額によって生み出された金融所得に税制優遇措置を与える方法が望ましい。

この制度を考えるにあたっては、国民が自助努力で高齢期のための資産形成を行うことへの税制面の支援という観点から、公的年金制度や401(k)等に対する税制措置の見直しも含め、抜本的な検討を行う必要がある。

以上のような考え方を踏まえて、次の具体的提言をしたい。

高齢者のマル優制度に加えて、勤労世代も含めた国民の老後の資産形成という自助努力を支援する観点から、「資産形成支援税制」を創設する。勤労世代に、毎年の拠出額100万円を限度とする「投資型特定口座」と「預金・国債型特定口座」のそれぞれ1口座の開設を認め、運用時・引き出し時は非課税とする。システム面の対応に要する期間を考慮する必要があるものの、配当や譲渡益に対する優遇税率が本則に戻る2011年を導入の目処とする。業際問題がなくなり次第「資産形成支援口座」に一本化する。口座からの引出は、一定年齢まで(例えば65歳)まで認めない。やむを得ず引き出す場合には、非適格として所得部分に20%の課税を行う。また、制度導入の段階で、期間的に十分な拠出が行えない高齢者への配慮として、制度開始時に一定以上の年齢以上となっている高齢者層(例:60歳以上)の者に限り、口座開設時に1,000万円(100万円×10年分相当)まで拠出を認める。将来的には、2口座の統合や複数の金融機関の口座の拠出額上限管理を行う仕組みを取り入れていくことで、簡素で活用しやすい制度としていく。

あわせて、年金制度、401(k)の税制等を抜本的・整合的に見直し、国民の資産形

成を、国家が限られた財源で支援する制度とする。

「金融税制研究会」有志

森信 茂樹 中央大学法科大学院 教授（座長）

阿部 泰久 日本経済団体連合会 経済第二本部長

大崎 貞和 野村総合研究所 主席研究員

酒井 克彦 国士舘大学法学部 教授

佐藤 修二 西村あさひ法律事務所 弁護士

松野 秀人 野村證券株式会社 営業企画部次長

※(順不同)

(参考)IRA型、Roth IRA・ISA型にみる税引後手取り額の比較

	拠出額	拠出時の 納税額	10年後の 元本 + 運用 益	10年間の 納税額	10年後の 税引後手取 り額
①IRA型	100	非課税	163 $\left[100 \times (1.05)^{10}\right]$	33	130
②Roth IRA ・ISA型	80	20	130 $\left[80 \times (1.05)^{10}\right]$	非課税	130
③所得課税	80	20	126	8	118

(注 1) 拠出前の所得100、利回り5%、税率20%と仮定する。

(注 2) IRA (Individual Retirement Arrangement) は、米国の個人退職年金制度で、拠出時非課税、運用時非課税、引き出し時課税の通常のIRA型と、税引後所得から拠出し、引き出し時に非課税となるRoth IRA型がある。また、ISA (Individual Savings Account) は、英国の個人向け投資・貯蓄奨励制度で、税制面では、Roth IRA型と同じ仕組みである。

(注 3) 所得を課税ベースとする所得課税の場合、毎年の運用益に対して課税される。